（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「管掌者」を「実施者」に、「第二十三条」を「第二十三条の十一」に改める。

第四条の表以外の部分中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）」に改め、同条の表厚生年金保険法第四十三条第三項の項中「から起算して一月を経過した日」を「（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）から起算して一月を経過した日」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表厚生年金保険法附則第九条の三第三項の項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表厚生年金保険法附則第九条の三第四項の項中「喪失した日」の下に「（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加え、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表厚生年金保険法附則第九条の三第五項の項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表厚生年金保険法施行令第三条の五第一項第三号の項中「喪失した日」の下に「（法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を、「平成十三年法律第百一号」の下に「。以下この号において「平成十三年統合法」という。」を加え、「同法」を「平成十三年統合法」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第四条の二を削る。

第五条中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第十条中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第十一条　削除

第三章の章名中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十二条第一項中「次条」を「第十三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（二月期支払の年金の加算）

第十二条の二　廃止前農林共済法第二十三条第四項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2　毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

第十三条第二項中「（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。）」を削り、「新国民年金法第五条第二項」を「国民年金法第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「新国民年金法附則第七条第一項」を「同法附則第七条第一項」に改め、同条第四項中「附則第十六条第十六項」を「附則第十六条第十八項」に改める。

第十四条第一項の表第二十三条の二第一項第三号二の項の次に次のように加える。

第二十三条の三第一項	第三十八条の二第一項又は第三十八条の三第一項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項

第十四条第一項の表第三十八条の二第一項の項から第三十八条の二第一項第二号二の項まで及び第三十八条の三第一項の項を削り、同表第四十三条第一項の項の次に次のように加える。

第四十四条第一項	の障害の程度が減退した	について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める
	請求	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生年金保険法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）
	減退し、又は増進した後における障害等級に該当する障害の程度	障害の程度

第十四条第一項の表第四十八条の項中「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条の五において読み替えて準用する」を「平成十四年経過措置政令第十四条の五において読み替えて準用する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」に改め、同表附則第九条第一項の項中「被保険者」の下に「（附則第七条の規定による退職共済年金の受給権者（その受給権が平成十四年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて附則第十二条第二項の規定の適用を受けるものに限る。）及び附則第十三条第二項の規定による退職共済年金の受給権者（以下この項において「既決定受給権者等」という。）並びに既決定受給権者等であつた第三十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。）の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される者（附則第十三条第八項において「農林漁業団体等適用事業所被保険者」という。）に限る。次条第一項、附則第九条の三並びに第十二条の四第二項及び第三項において同じ。）」を加え、同表附則第十三条の三第一項の項から附則第十三条の三第五項の項までを削り、同条第二項の表附則第十四条第一項の項中「）第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法」を「）第十四条の五において読み替えて準用するなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）」に、「平成十四年経過措置政令第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法」を「平成十四年一元化法改正前厚年法」に改め、同表附則第二十六条の項、附則第二十七条第一項の項及び附則第二十七条第二項の項中「厚生年金保険法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法」に改め、同条第四項を削り、同条第五項の表附則第四条第一項の項中「読み替

第二十二条第一項	五十円	五十銭
	百円	一円

第十四条第一項の表第二十三条の二第一項の項の次に次のように加える。